

議案第 16 号

川崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 19 年 2 月 14 日提出

川崎市長 阿 部 孝 夫

川崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例

川崎市国民健康保険条例（昭和 33 年川崎市条例第 15 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 1 項中「結核予防法（昭和 26 年法律第 96 号）第 34 条第 1 項若しくは第 35 条第 1 項若しくは」を「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 37 条第 1 項若しくは第 37 条の 2 第 1 項に規定する医療（同法第 37 条第 1 項に規定する医療にあつては、結核に係るものに限る。）」、に改め、「場合で」の次に「、当該医療」を加える。

第 13 条第 1 号中「特定療養費」を「入院時生活療養費、保険外併用療養費」に改める。

第 24 条中「80,000 円」を「90,000 円」に改める。

第 36 条中「当該吏員」を「当該職員」に改める。

附則第 13 項中「附則第 34 条第 1 項」を「附則第 34 条第 4 項」に改める。

附則第 14 項中「附則第 35 条第 1 項」を「附則第 35 条第 5 項」に、「附則第 34 条第 1 項」を「附則第 34 条第 4 項」に改める。

附則第 15 項中「附則第 35 条の 2 第 1 項」を「附則第 35 条の 2 第 6 項」に改める。

附則第 16 項中「において準用する同条第 1 項」を削る。

附則第 17 項中「附則第 35 条の 3 第 1 1 項において準用する同条第 3 項」を「附則第 35 条の 3 第 1 3 項」に改める。

附則第 18 項中「附則第 35 条の 4 第 1 項」を「附則第 35 条の 4 第 4 項」に改める。

附則第 19 項中「において準用する同条第 1 項」を削る。

附則第 20 項中「附則第 33 条の 3 第 1 項」を「附則第 33 条の 3 第 5 項」に改める。

附則第 21 項を附則第 23 項とし、附則第 20 項の次に次の 2 項を加える。

(条約適用利子等に係る利子所得等に係る保険料の算定の特例)

- 21 納付義務者又はその世帯に属する被保険者が租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和 44 年法律第 46 号。以下「租税条約実施特例法」という。）第 3 条の 2 の 2 第 10 項の条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第 29 条の規定の適用については、同条第 1 項第 1 号中「山林所得金額の算定」とあるのは「山林所得金額又は租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和 44 年法律第 46 号。以下「租税条約実施特例法」という。）第 3 条の 2 の 2 第 10 項に規定する条約適用利子等の額の算定」と、「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約実施特例法第 3 条の 2 の 2 第 10 項に規定する条約適用利子等の額」と、同項第 2 号中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約実施特例法第 3 条の 2 の 2 第 10 項に規定する条約適用利子等の額」とする。

(条約適用配当等に係る配当所得に係る保険料の算定の特例)

2 2 納付義務者又はその世帯に属する被保険者が租税条約実施特例法第3条の2の2第12項の条約適用配当等に係る配当所得を有する場合における第29条の規定の適用については、同条第1項第1号中「山林所得金額の算定」とあるのは「山林所得金額又は租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約実施特例法」という。）第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の算定」と、「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、同項第2号中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。ただし、附則第21項を附則第23項とし、附則第20項の次に2項を加える改正規定及び附則第4項の規定は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の前に行われた感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律（平成18年法律第106号）附則第2条の規定による廃止前の結核予防法（昭和26年法律第96号）第34条第1項又は第35条第1項に規定する医療等に係る改正前の条例第8条第1項の規定による結核・精神医療付加金の支給については、なお従前の例による。

3 改正後の条例（以下「新条例」という。）第13条第1号及び第24条の

規定は、平成19年度分の保険料から適用し、平成18年度分までの保険料については、なお従前の例による。

4 新条例附則第21項及び第22項の規定は、平成20年度分の保険料から適用し、平成19年度分までの保険料については、なお従前の例による。

参考資料

制 定 要 旨

介護納付金賦課額の最高限度額を改定し、国民健康保険法施行令の一部改正に伴い条約適用利子等に係る利子所得等に係る保険料の減額賦課における所得の算定の特例措置及び条約適用配当等に係る配当所得に係る保険料の減額賦課における所得の算定の特例措置を講じ、並びに国民健康保険法の一部改正、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の施行等に伴い所要の整備を行うため、この条例を制定するものである。